

ケアラー支援に関する京都市の取組について

京都市 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室

企画・ケアラー支援推進担当

1 取組の全体像

ケアラーをとりまく状況

●京都市における家族介護者の数は 97,100人と推計。

⇒調査対象である京都市の15歳以上の人口の約 7.5% ※令和4年就業構造基本調査

●2020年時点の全国の家族介護者数は約678万人。

うち約262万人が仕事をしながら家族を介護（ビジネスケアラー、ワーキングケアラー）。

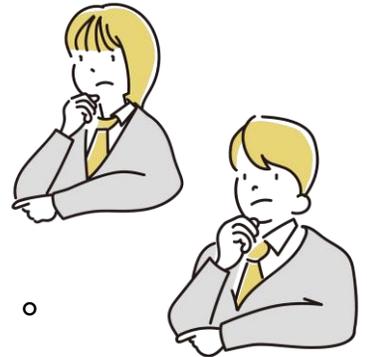
介護離職者は毎年約10万人。

⇒2030年には仕事と介護の両立困難による経済損失が約9.1兆円となる見込み。 ※経済産業省より

●中学生の19人に1人（5.4%）、高校生の29人に1人（3.5%）が家族の世話をしていると回答。

※ヤングケアラーの実態調査（令和3年度に京都市が実施）

⇒家事や家族の介護を日常的に子どもが担うことで、学業などに支障が出るケースがあるほか、日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために、通訳を担うケースなども発生。



高齢、障害、疾病、使用する言語など、ケアの要因は様々。

子育てと介護の双方を担うダブルケアラーなど、ケアラーをとりまく状況も様々。

ケアを必要とする方のみならず、ケアラー支援の必要性について社会的認識が高まっている。



1 取組の全体像

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」について

- 令和6年11月、全市会議員の共同提案・全会一致で可決・成立
- 市会プロジェクトチームが中心となり、当事者や関係者の意見を丁寧にお聴きし、いただいた意見や思いを反映し、市民の皆様とともに作り上げられた条例

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。
ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

【条例前文より抜粋】

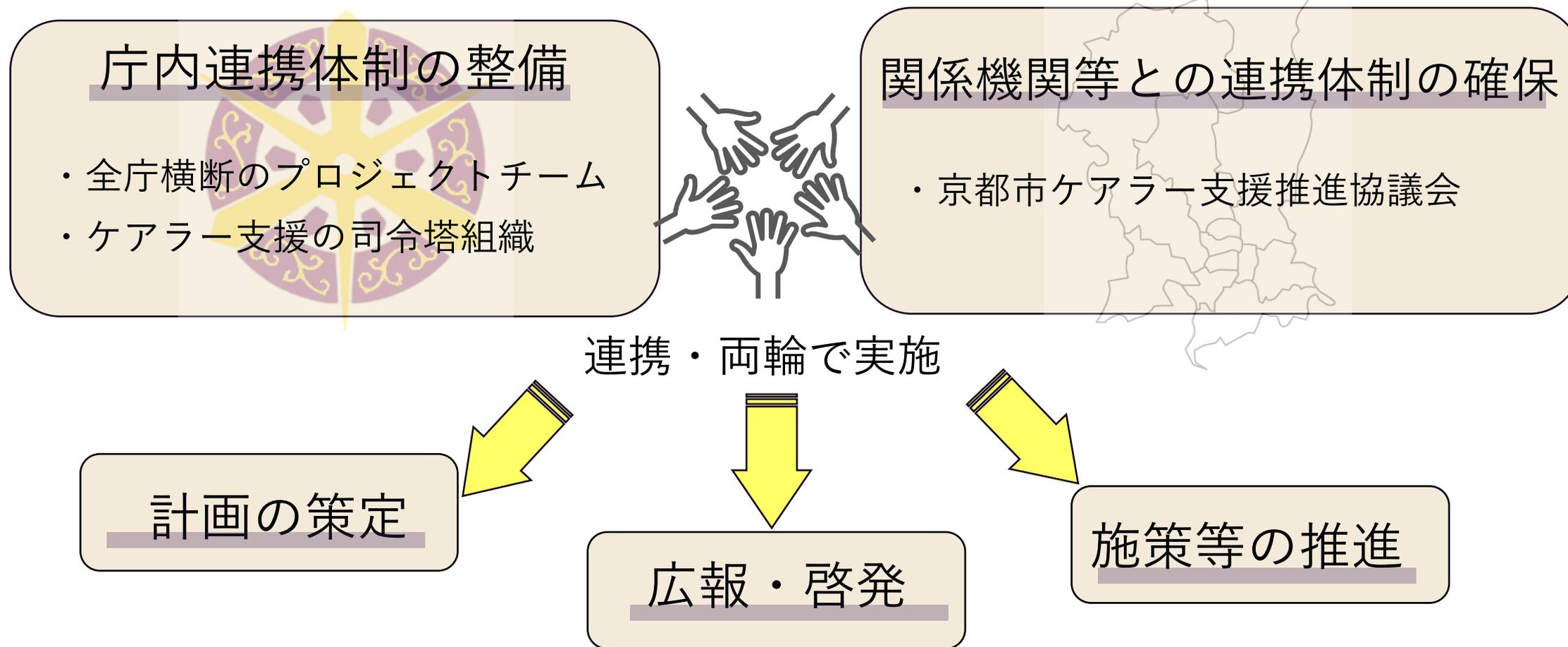


<条例が目指す基本理念>

「全てのケアラーが希望を持って、自分らしく生きることができる社会の実現」

1 取組の全体像

▶ 条例制定を契機とした取組（令和7年度）



ケアラー世帯を地域社会全体で支えるまちづくりを推進！

2 支援体制の整備

▶ 庁内連携体制の整備（令和7年4月1日～）

1 「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」

・多岐にわたるケアラー支援のニーズに対応するため、関係局の部長級の職員が集まり、ケアラー支援の取組を全庁横断的に企画・検討

2 「福祉のまちづくり推進室」

・ケアラーをはじめ、ひきこもり、生活困窮など多様化・複合化する課題への重層的支援を統括する部署として設置。ケアラー支援の司令塔として、条例の理念に基づく市民ぐるみの取組を推進

▶ 関係機関等との連携体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」（令和7年6月16日～）

・当事者団体、ケアやケアラーに関わる様々な関係支援機関、教育機関、行政機関など様々な主体が、分野や組織の垣根を超えて連携・協働しながら、ケアラー支援を主体的に推進する組織として、新たに発足（令和7年8月1日時点で、61団体が参画）

（会長：京都ケアラーネット（立命館大学 名誉教授 津止 正敏 氏））



2 支援体制の整備

京都市ケアラー支援推進協議会

<設置の背景>

- ・これまでから、主にケアが必要な方への支援に焦点を当て、高齢者、障害者、子ども・若者などの分野ごとに関係機関等での連携を実施。
- ・今後は、**ケアラーのニーズも的確に把握し、ケアが必要な方とケアラー双方への支援を分野横断的に推進していく体制が必要。**
- ・条例は、多くの当事者や関係者の意見を聴取し、市民の皆様とともに作り上げられたものであり、ケアラー支援の推進についても、引き続き、**当事者や関係者の皆様とともに、市民ぐるみの取組・活動としていく。**



すべての人に「居場所」と「出番」があり、
社会総がかりで課題解決に協働して取り組む「新しい公共」の理念と通底

2 支援体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」の取組

- ・ 条例第12条に定める「協議の場」として、周知啓発や、計画策定に係る意見交換のほか、既存の取組の充実強化や新たな取組を検討。
- ・ 構成団体等が分野の垣根を超えて連携・協働しながら、思い思いに語り合う場を創出し、新たな支援施策や、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりに向けてのアイデアや活動を生みだしていく。



例えば…

協議会の参画団体同士や地域住民等も交えた座談会、トークカフェ等を随時開催し、様々なテーマについて有志で意見交換等を行うなど構成団体等相互にアイデアを出し合い、協議会としての取組を検討・実施していく。

2 支援体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」が目指す姿

- ・各構成団体の活動を通じて、支援を必要とするケアラーを早期把握。
- ・相談支援機関相互の連携を強化し、必要な支援施策へつないでいく。
- ・当事者団体間の連携も強化して、ケアラー同士の交流の場や居場所づくりを推進し、行政もこれらの当事者団体主体の取組を後押し。
- ・これら一連の取組により、「気づき」・「つなぎ」・「支える」仕組みを強化し、重層的な支援体制を一層推進・展開。
- ・あわせて、構成団体一体となった広報・周知活動の展開により、ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりを市民ぐるみで推進



< 条例が目指す基本理念 >

全てのケアラーが希望を持って自分らしく生きることができる社会の実現へ！



3 条例に基づく取組

ケアラー支援のための計画の策定

- ・ 条例第11条に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画として、行政や関係機関等による支援策を体系的に記載
- ・ 計画に定める事項（条例第11条第2項）
 - ケアラーの支援に関する基本方針
 - ケアラーの支援に関する具体的施策
 - ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項



3つの柱を視点に策定

①普及啓発・情報発信

②早期把握・相談支援体制

③負担軽減策

- ・ ケアラー等に関する実態調査（6月～）、協議会での意見聴取（11月頃）
- ・ パブリックコメント（12月～1月頃）を踏まえ、令和8年3月に計画策定
- ・ 策定後も、協議会においてP D C Aサイクルの下で進捗を管理

3 条例に基づく取組

ケアラー支援のための計画の策定

- ・計画の策定に先立ち、ケアが必要な方やケアラーに関する様々な調査を実施し、実態を把握。

<令和7年度に実施予定の調査> (開始予定時期)

- 京都市ケアラー支援推進協議会における意見聴取等 (随時)
- 市民向け・関係機関向けオンラインアンケート (8月頃)
(広く市民や関係機関を対象に、ケアラーに係る認知度や現在担っているケアの有無等を把握するための調査)
- 個別支援が必要なヤングケアラー把握のための実態調査 (10月～)
- すこやかアンケート (9月頃)
(在宅で介護を受けている高齢者及びその家族介護者を対象とした実態調査)
- 障害のある方や家族等の当事者団体との懇談会による実態把握 (随時)
- 外国籍市民等意識・実態調査 (7月)
(外国籍市民の日常生活上のニーズや課題等を把握するアンケート調査)
- 中小企業経営動向実態調査 (6月)
(市内の中小企業におけるケアラーの状況や支援に係る取組等を調査)

3 条例に基づく取組

広報・啓発

- ・条例第10条に基づき、

ケアラーの置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まるよう、
広報及び啓発を実施

- シンボルマーク・キャッチコピーの公募
(募集期間：5月28日～7月6日)
 - ・シンボルマーク：80件
 - ・キャッチコピー：919件
- ポスター、リーフレット等を作成し、
様々なイベントで広く啓発活動を実施
- 条例制定を記念したイベントの開催
- ケアラー向けに相談窓口や支援情報をまとめた
ホームページ（京都市情報館）を掲載
- 中小企業等の従業員の介護離職防止に向けた
周知啓発

など

ケアラー支援の推進のための

シンボルマーク
キャッチコピー

大募集!

＼どなたでも応募できます！

募集期間 令和7年5月28日(水)～7月6日(日)

表彰 シンボルマーク 最優秀作品 賞金3万円
キャッチコピー 最優秀作品 賞金2万円 [詳しくはこちら](#)

問合せ先 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
企画・ケアラー支援推進担当
TEL: 075-222-3527
メール: chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

ケアラーって...?
高齢、身体又は精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。

3 条例に基づく取組

今後の取組スケジュール（予定）

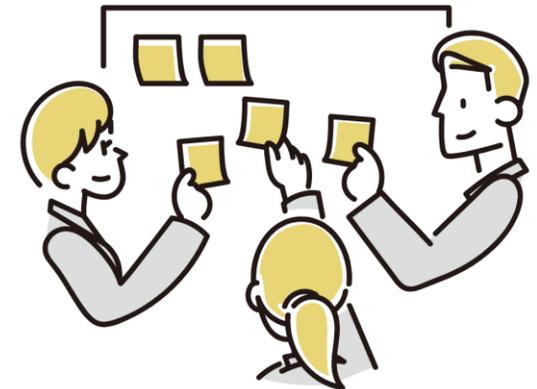
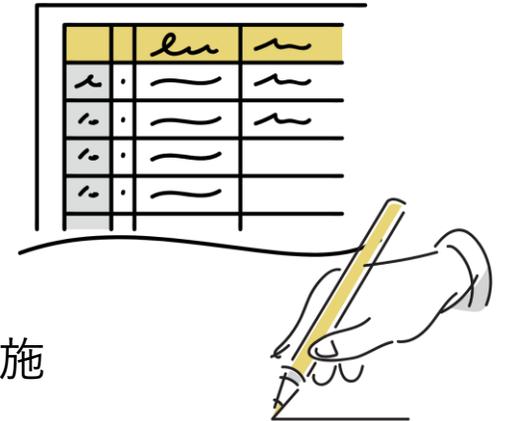
- 8月頃
- ・シンボルマーク・キャッチコピーの審査
 - ・実態把握のための調査等を実施（順次）
 - ・課題や必要な支援、計画等について協議会への意見聴取を実施

- 9月頃
- ・シンボルマーク・キャッチコピーを活用したポスター、リーフレットの作成
 - ・周知啓発を実施（以降随時）

- 11月頃
- ・条例制定を記念したイベントの開催
 - ・計画等について協議会への意見聴取を実施

- 12～1月頃
- ・計画についてのパブリック・コメントを実施

- 3月
- ・計画策定



3 条例に基づく取組

(参考)

ケアやケアラー支援に関連する令和7年度新規充実事業（一部）

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・ ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組 | 6,000千円 |
| ・ 重度障害者等利用事業所支援事業 | 9,000千円 |
| ・ 生活介護事業所及び共同生活援助事業所用施設改造費補助 | 32,000千円 |
| ・ 在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業 | 10,000千円 |
| ・ ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業 | 7,100千円 |
| ・ ヤングケアラーへの支援の拡充 | 8,000千円 |
| ・ 多様な担い手活躍プラットフォーム | 25,000千円 |



条例の制定・施行までの経過

日付	内容
令和6年 5月31日	<p>京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームを設置。「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都（略称：京都ケアラーネット）」から、条例制定に当たっての要望書が提出される。</p> <p>第1回プロジェクトチーム会議を開催。京都ケアラーネットからの意見聴取を行う。</p> 
6月3日 ～6月30日	<p>関係団体及びケアラー当事者の皆様からの意見募集を実施。</p> <p>意見募集結果 【応募者数】106名・団体 【いただいたご意見】221件</p>
7月12日	<p>第2回プロジェクトチーム会議を開催。ケアラー当事者の方にお越しいただき、直接ご意見をお聞かせいただくとともに、ケアラー支援に関する行政の取組について、市の関係部局からヒアリングを行う。</p> 
8月2日	<p>第3回プロジェクトチーム会議を開催。条例案の検討を行う。</p>
9月4日	<p>第4回プロジェクトチーム会議を開催。市民意見募集に向けた条例案を取りまとめる。</p>
9月6日 ～10月14日	<p>条例案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施。</p> <p>意見募集結果 【応募者数】148名・団体 【いただいたご意見】392件</p> 
10月15日	<p>第5回プロジェクトチーム会議を開催。市民意見募集の意見を踏まえた条例案の検討を行う。</p>
10月21日	<p>第6回プロジェクトチーム会議を開催。条例案を取りまとめる。</p>
11月6日	<p>令和6年9月市会の最終本会議に「条例案」を全議員で共同提案し、全会一致で可決する。</p> 
11月11日	<p>「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を施行。</p>

11月11日「介護の日」に合わせて施行したよ！



詳細は、京都市会のホームページをご覧ください。

市議員全員の提案により

京都市

ケアラーに対する支援の推進に関する条例ができました！

（令和6年11月11日施行）

社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して自分らしく、希望を持って暮らせる社会を目指して



京都市会では、令和6年11月に、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（ケアラー支援条例）」を制定しました。

この条例では、ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、ケアラー支援を行うに当たっての理念や役割、基本的施策などを定めています。

京都市会では、近年のケアラーに対する支援の必要性の認識の高まりや、京都における条例制定を目指す関係団体の活発な市民活動を背景に、議員提案による条例制定を目指して、各党派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、議会一体となって取り組んできました。

条例の制定過程では、プロジェクトチームを中心に、当事者や関係者の皆様からご意見を伺いして検討を重ね、さらに市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、議会全体で、皆様の思いを最大限反映した条例案を取りまとめました。

そして、市議員全員で条例案を共同提案し、全会一致で可決しました。

「ケアラー」って??



高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。

- 障害のある人や子どもの介護、子育てをしている。
- 高齢者が高齢者を介護している。
- 仕事をしながら介護をしている。
- ひきこもりや依存症などの家族をケアしている。
- 子どもが、家族等のケアを日常的に行っている。
- 日本語が第一言語でない家族のために通訳をしている。など



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支えています。

京都市会

発行：令和6年11月/京都市会事務局調査課
京都市印刷物第064748号

ケアラーに対する 支援の推進に関する条例の 主なポイント



条例の特徴を
分かりやすく
解説するよ！

京都市会
マスコットキャラクター
マトリクス



前文では、京都ならではのこれまでの
取組を踏まえて、京都市として、
全てのケアラーが自分らしく
生きることができる社会の実現を
目指すという決意を掲げているよ！

条例の
全文は
こちらから



POINT
1

関係者の声を丁寧に聴いた 条例制定過程

条例の制定過程では、当事者や関係者の意見を
丁寧にお聴きしました。パブリックコメントの
期間も十分に確保し、いただいた意見や当事
者・関係者それぞれの思いをしっかりと前文と
本則に反映して条例を作成しました。

POINT
2

社会を支える「ケア」を定義

ケアラーが担っている「ケア」は、人生の中で誰も
が関わり得るものであり、社会を支える必要不可欠
な営みとしてとても大切なものです。この「ケア」
の重要性をしっかりと認識するため、条例では「ケア」
という言葉そのものを定義しています。

POINT
3

ヤングケアラー・ 若者ケアラーへの支援

若い世代のケアラーへの支援においては、成長・
発達過程や、進学や就職の選択、キャリア形成
などの人生の重要な移行期にあることを考慮し、
適切な支援を行うこととしています。特にヤング
ケアラーについては、学校においてしっかりと把握
して適切な支援につなげることが大切です。

POINT
4

広報・啓発の役割

社会全体におけるケアラーに関する理解を向上させ
るとともに、潜在的なケアラーに自分がケアラー
の役割を担っているということに気付いてもらうこと
で、支援につなげることを目指します。そのために、
様々な年齢の人などにも分かりやすい広報・啓発
となるように配慮します。

POINT
5

実施体制の整備・協議の場の設置

ケアラー支援の推進に当たっては、計画を策定し、
京都市が全庁横断的に連携して実施していきます。
また、ケアラーやその関係者から積極的に意見を
聴くための協議の場を設置して、計画の策定や施策
の検討を進めます。

POINT
6

財政上の措置

ケアラー支援に関する施策を実施する
ために必要な予算など、京都市が財政
上の措置をきちんと講じることを定め
ています。

基本理念

- 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中したり、家族等が孤立したりすることのないよう、**社会全体で支えること。**
- それぞれのケアラーが置かれている家庭環境や日常生活で使用する言語など、ケアラーの**多様性に配慮**しつ、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切な支援とすること。
- ヤングケアラー支援は、**ヤングケアラー自身の意向を適切に把握して尊重**したうえで、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、年齢、境遇、ケアの内容などケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、**ケアラー支援が適切かつ切れ目なく行われる**ようにすること。

私たちの役割

京都市の責務

- ◎ 施策の総合的・計画的な実施
- ◎ 早期かつ適切な実態把握
- ◎ 関係者間での緊密な連携・調整
- ◎ 市民や事業者がそれぞれの役割を果たすための支援

市民等の役割

- ◎ ケアラーを社会全体で支えることの必要性の理解
- ◎ 京都市の施策への協力

ケアラーや
支援者だけでなく、
市民みんなで考え、
行動することが大切
なんだね！



事業者の役割

- ◎ ケアラーである従業員への支援

関係機関の役割

- ◎ 業務を通じて関わるケアラーへの支援

学校等の役割

- ◎ 潜在的なヤングケアラーの把握と支援
- ◎ ヤングケアラーからの相談への積極的な対応
- ◎ ヤングケアラーであることに関連するいじめ等による学生生活への支障に対する配慮

共通の 役割

- ◎ ケアラー支援の必要性の理解
- ◎ 京都市、他の関係機関、民間支援団体等との連携
- ◎ 京都市の施策への協力

これからの京都市の基本的施策

- ▶ ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- ▶ ケアラーの多様性に配慮した、支援に関する情報提供と、適切な支援につなげるための相談支援についての体制の整備に関する施策
- ▶ ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるための支援に関する施策
- ▶ 一時的なケアの提供など、ケアラーの負担を軽減するための支援に関する施策
- ▶ ケアラーの修学・就業についての支援に関する施策
- ▶ ケアラー同士の交流の場の提供など、ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- ▶ ケアラー支援を担う人材育成に必要な研修の実施、情報提供に関する施策